

# Vol.36 行政連携 地域包括支援センター法律支援事業報告

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 委員長 小山 操子

大阪弁護士会は、平成26年度、大阪府内の各市町村の協力を得て、地域包括支援センター支援事業（以下「本事業」という）を実施した。当会は、この成果を生かし、継続して地域包括支援センター職員のご相談に応じ、地域で生活する高齢者の生活を支援する同センターの円滑かつ充実した事業の遂行に資すべく活動していく予定である。

## 第1 地域包括支援センター 支援事業の趣旨

地域包括支援センターが高齢者に対する総合相談や権利擁護の業務に取り組む中、従来から、弁護士に相談したり聞いてみたいことがあるとの声をうかがってきた。ひまわり10周年行事で行った地域包括支援センターを対象とした成年後見制度の無料出張講座がきっかけとなり、堺市において、地域包括支援センター職員対象の法律相談に発展し、平成25年4月、権利擁護サポートセンターが設立された。その実績を生かし、大阪府下の各市町村において（権利擁護のためのセンターがあり、同事業と同内容の事業をすでに行っている大阪市と堺市を除く）、地域包括支援センターの職員が弁護士に気軽に相談できるよう、市町村ごとに担当弁護士を配置し、毎月定期的に派遣して、地域包括支援センターの職員からの相談を受ける体制を整備した。

## 第2 本事業の内容

### 1 基本

- (1) 市町村ごとに担当弁護士（原則2名）を決め、各市町村内の地域包括支援センター職員からの相談を受け、法的助言を行う。
- (2) 相談方法
  - ① 地域包括支援センターでの相談  
各市町村において毎月1回（2時間）、各市町村内の地域包括支援センターに担当弁護士が出向いて地域包括支援センターの職員から

相談を受ける。

- ※ 相談日及び時間帯は市町村ごとに協議して決める。
- ※ 複数の地域包括がある場合、月ごとに相談場所を持回りとするか、主要な地域包括や市役所に固定するかは、市町村ごとに地域包括支援センターと協議して決める。
- ※ 相談が入らない月には、地域包括支援センター職員の日ごろの業務に役立つ、ミニ研修会や学習会を開催することも可能。

### ② 電話等での相談

上記①の毎月1回の定例相談のほか、電話、ファックス、メール等、適宜の方法で、地域包括支援センターの職員からの随時の相談に対応する。

### 2 高齢者虐待対応に関する相談があった場合

高齢者虐待に関する相談があった場合、本事業ではなく、市町村の担当責任者が入ったケース会議を開催し、そこに虐待対応専門職チームの派遣要請をしてもらうようアドバイスする。

### 3 弁護士受任が必要な場合

本事業は、基本的に地域包括支援センターの職員から相談を受けることを想定している。もっとも、毎月1回の定例相談に高齢者本人が同席し、弁護士受任が必要と判断される場合は、各担当者において直受可能である。直受しない場合は、専用の名簿から弁護士紹介を行う。

#### 4 高齢者の自宅に出張しての相談

高齢者の自宅や施設等に出張して高齢者本人から相談を聞く必要のあるケースについては、ひまわり出張相談の仕組みを使って出張相談を実施する。

### 第3 実施状況について

(平成26年6月26日から同27年3月31日まで)

1. 派遣自治体の数 …………… 31  
大阪市と堺市を除く31市9町1村の計41の自治体のうち、地域包括支援センター対象は29、障害者相談支援事業所対象は2
2. 派遣の始まり …………… 2014年6月26日
3. のべ相談日数 …………… 215日
4. 相談件数 …………… 426件
5. 学習会の開催とその内容 …… 37件
  - ① 個人情報保護法
  - ② 高齢者虐待
  - ③ 法定後見制度の利用について
  - ④ 遺言・相続
  - ⑤ クレーマーに対する対応 等
6. 相談内容と件数  
下表参照

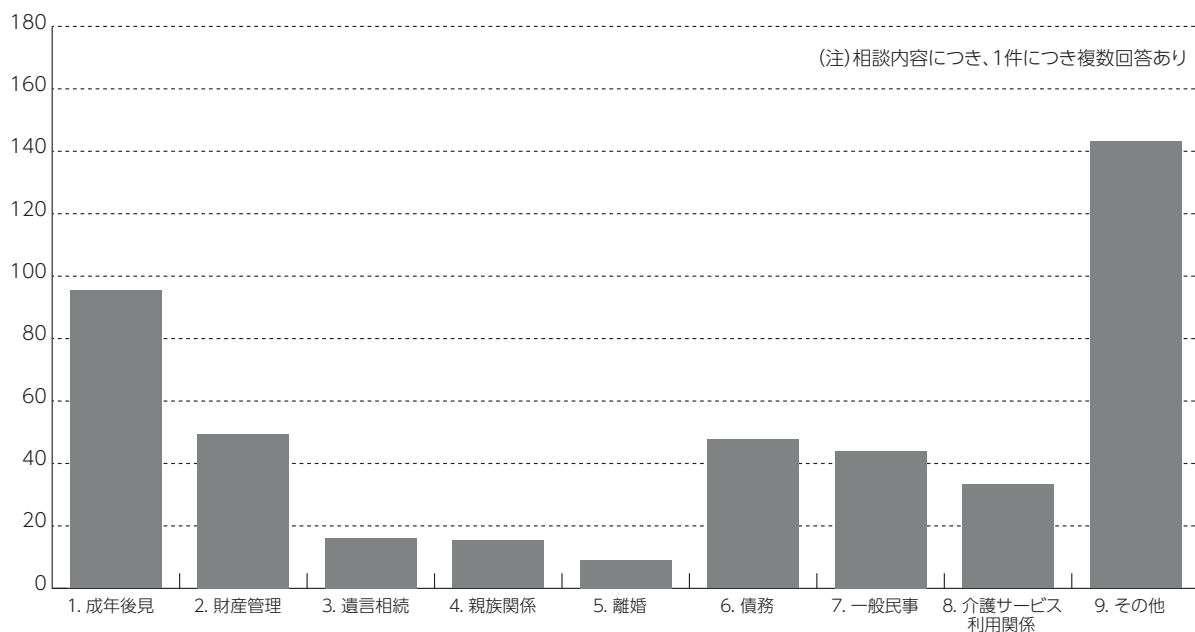
### 第4 相談内容の分析

#### 1 成年後見に関する相談分析

成年後見に関する相談は、①認知症高齢者や経済的虐待を受けた高齢者のための財産管理の方法、②申立後、後見人等が選任されるまでの金銭管理のありかた、③申立を行ったが本人が拒否した場合、本人が申立に消極的な場合の対応に分けられる。これらに関する助言は、成年後見制度の利用が必要な人について、申立の支援や首長申立を促す役割を果たし、適切な時期に、本人の意向や能力を十分に考慮した申立につなげる役割を果たすことができる。

#### 2 財産管理に関する相談分析

財産管理に関する相談は、①高齢者の金銭を管理している者の管理方法を疑問視するもの、②契約締結能力があると思われる高齢者の財産管理に関する相談である。①については管理している者は高齢者虐待防止法の「養護者」にあたり、虐待対応を行う必要がある場合でもあり、弁護士助言が虐待対応を促す役割を果たし、また、その内容によっては財産を回復するため弁護士への委任により解決可能なケースである。②



については、弁護士と相談し、財産管理契約や任意後見契約を締結することが可能である。

### 3 遺言・相続相談分析

遺言に関しては、①死後、本人の希望する相続結果が生じるか、生じさせるためにどうしたらいいか、②本人の能力で遺言が出来るか、相続に関しては、①相続するか-相続人か、②相続債務の処理の相談、③他の相続人との遺産分割協議に関するものである。遺言・相続の相談内容ともに、弁護士が本人から相談を受け、解決することが可能である。配偶者や子との2人暮らしで、その者が死亡してしまった場合の相続の問題だけでなく、その後の本人の生活のために成年後見制度の利用が必要で、その助言を行うことにより申立の支援や首長申立を促す役割を果たす。

### 4 親族関係相談の分析

親族関係に分類した相談のほとんどが、虐待が疑われるケースである。虐待対応がまさに問題になるケースと虐待対応は一定、終了した上での問題に分かれる。前者であれば、たとえば、娘夫婦が、娘の母である80代女性が1人で住む住居に引っ越してきた、娘夫婦は本人の年金を管理しながら、自分らの生活費に充てているといったケースに関する相談である。虐待対応が問題となる相談は専門職チーム派遣の契約を締結していない自治体からの相談が多いが、契約している自治体でも相談が見られた。虐待対応が問題になる相談に対しては虐待対応の原則について助言し、虐待対応専門職チームの活用の促しを行った。虐待対応が一定終了した場合の相談については、本人の財産を適切に管理する必要がある場面や養護者支援として債務整理が必要といった場面で、弁護士が受任し解決することが可能である。

### 5 離婚相談の分析

離婚を求められる側に立った相談が多く、離婚

により中心的な介護者や面倒を見る者がいなくなる、または離婚により財産を分与することになると自宅を処分したり老後の資金がなくなるといった生活上の大きな変化が生じることから相談されたものである。離婚原因として①精神疾患や認知症を理由とするもの、②DV、③経済的困窮などが挙げられており、①の場合、離婚原因となるかが問題になり、そのことへの助言を行うが、精神疾患や認知症の高齢者への介護の負担から離婚に至らないよう、治療や介護サービスの利用が十分になされているか確認する助言も行っている。②であれば虐待対応が問題になり、助言が虐待対応につながり、③であれば債務整理等を弁護士が受任し、経済的生活の立直しを図るという役割を果たすことが出来る。

### 6 債務全般分析

家族・親族とは疎遠になっている1人暮らしの高齢者や高齢者の夫婦だけで生活し、判断能力が一定、低下した後の債務整理に関する相談が多い。自己破産などの債務整理の方法の説明とともに、成年後見制度の利用が必要との助言が必要となるケースである。弁護士が受任することにより解決可能であり、本人との面談により相談する機会をもうけることになり、本事業では担当弁護士が出張して本人の相談に応じ、地域包括支援センター職員から、迅速に動いたことについて評価を得た。

### 7 一般民事相談分析

一般民事の相談内容は、①貸付金の返還を求めたい、②親族を信用してお金を預けたが費消し、返してもらえない、③建物収去・土地明渡、建物明渡請求といった賃貸借関係、④デイサービスで仲良くなった人に預金を引き出された、⑤消費者被害（訪問販売等による）といったものであり、①の相談が一番多くあった。これらの相談は、弁護士が受任することにより解決可能であり、財産の回復をはかったり、安心して生活できる住居の確

保を目的とするものであるから、債務整理と同様、出張相談の手配などの迅速な対応が求められる。

## 8 介護サービス相談分析

事業所から地域包括支援センターに相談のあった、①契約の裏付けのないサービスについて費用を請求可能かといった事業所と本人との契約関係に基づくもの、②利用者の利用料滞納に分けられる。

## 9 その他の相談全般分析

地域包括支援センターには高齢者に関する様々な相談、苦情が寄せられ、高齢者と相談者との間で事実上、紛争を調整する役割を担ってしまうことも多い。地域包括支援センターは紛争解決機関ではないので、調整して解決するまでは必要がないこと、解決するために適切な機関や方法があればその案内をすることを助言した。具体的な例では、近隣の騒音トラブルについて対象が高齢者であるとなんとかしてくれとの苦情が地域包括支援センターに入り、困っているという相談に、地域包括支援センターは紛争解決機関ではないので、センターが対応しなければならないこととそうでないことを明確にし、地域住民にも理解してもらう必要がある、調停や裁判といった方法もありえ、弁護士などに相談しうることを示すのでよいことを助言した。

## 第5 同事業に対する声

- ①これまで弁護士への相談は敷居が高く、相談しにくいと思っていたが、本事業で相談してみて、そのイメージが無くなった、②市に対し来年も利用したいとお願いしている。(A市包括)
- 市が地域包括支援センター職員に聞いたところ、事業を利用しての反応は非常によい。例えば、予定していた相談以外でも時間が余れば聞いてもらえるので大変心強い(弁護士から「ほかにありませんか?」と相談を促してくれる態度がいい)とか、相談できてとてもスッキリした

などの感想が挙がってきている。来年度から有償とのことで利用できないのではと考えたが、2か月に1回の利用を検討したい。(B市)

- ①とても勉強になる、予算が許すなら続けてほしい、②緊急ではない場合や弁護士に相談すべきかわからない場合にも相談しやすい、③顔の見える弁護士を本人に紹介できるので安心である。(C市)

- 担当者で出張相談に行ったところ「すぐに動いてもらってありがたいです。」と包括担当の方が喜んでおられた。(D市包括)

- 弁護士の丁寧で、わかりやすい説明を聞いて、とても勉強になっている。(E市)

- 職員の専門外のことで、専門家の助言を受けて仕事がしやすくすることは大きなことである。契約を検討したい。(F町)

## 第6 同事業の今後

事業実施により、地域包括支援センターの行う事業において、弁護士の助言を必要とするケースが多いことを実感した。適切な助言のため、弁護士会では、具体的なケース、特に困難案件に関する助言内容について検討したり、個人情報保護法に関する研修を行うなど対応する予定である。高齢者本人の問題を解決するため、本人との相談を行い、解決していくことにも力を注ぎ、アクセス困難な方には出張相談を実施し、その場合の費用について法テラス利用が可能(要件による)との案内の周知も行っていきたいと考えている。最後に、多くの自治体に本事業をご利用いただきたく、お願いしたい。

同事業に関する問い合わせ先

大阪弁護士会 ひまわり事務局 則次  
電話 06-6364-1238